

## 広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託公募型プロポーザル 審査基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	委員配点
委員 審査	企画提案内容	①4案の特集テーマは、茨木市の主要な施策やまちの魅力を理解したものであり、各企画の切り口等は、メインターゲットに効果的に訴求するものとなっているか	175	25
		②業務全般に係る提案は、本業務の目的、基本姿勢の十分な理解が感じられ、目的達成に効果的な内容となっているか。また、推進体制は充実しているか。	140	20
		③サンプル特集のデザイン、見出し、文章、写真・イラスト等の配置等は優れているか。	105	15
		④サンプル特集は、メインターゲット以外の幅広い読み手からも興味・関心を得られる内容となっているか。	105	15
		⑤業務の受注意欲は感じられるか(仕様書に記載のない有益な独自提案の有無、提案資料・プレゼンテーションの内容 など)	70	10
小 計			595	85
事務局 審査	業務実績	⑥同種又は類似業務の経験が豊富か	50	
	業務実施体制	⑦安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。	75	
	参考見積書	⑧下記の見積書審査基準により審査	80	
	小 計			205
合 計			800	85

## 【第1次審査について】

企画提案者が5者以上の場合に行う書類審査における基準及び配点は次のとおりとする。

<審査基準及び配点>

事務局審査 上記表の事務局審査のとおり(計205点)

## 【最低基準】

合計点の6割を最低基準とする。 800点×60%=480点

## 【事務局審査】

## ⑥同種又は類似業務の経験が豊富か

- ・業務実績調書に記載の過去3年間における同種業務、類似業務それぞれの契約金額(総額)を合算し、同種業務は契約金額100万円につき2点、類似業務は契約金額100万円につき1点とする。

## ⑦安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。

- ・業務実施体制調書に記載の提案者所属の統括責任者又は担当技術者1人につき10点とする。
- また、統括責任者又は担当技術者1人につき、実務経験年数3年以上6年未満で3点、6年以上で5点を加算(1人最大15点)する。
- ・原則交代は認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市と協議のうえ、同等レベルの経験者を配置すること

## ⑧見積書審査基準

- ・全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を80点とする。
- ・2位以下については、下記の演算式によるものとする。  
80点×(提案者のうちの最低金額/提案額)

※各評価点数の計算において、小数点が生じた場合は小数点第1位を四捨五入する。